

鳥取県非住宅NE-ST普及促進モデル事業補助金

保育・福祉施設をNE-STまで断熱すると 設計費や工事費への補助金があります。



補助事業	対象経費	補助率	補助上限額
設計費	NE-STに係る設計検討及び省エネ計算等に要する費用	1/3	50万円
工事費	NE-STの構成要素となる高性能建材の購入及び工事に要する経費	1/3	600万円

※ NE-ST:とっとり健康省エネ住宅性能基準適合証明制度要綱による基準適合証明書の交付を受けた建築物

《対象施設》 地方公共団体が所有する建築物も対象となります

- ① 保育施設
- ② 学校(小学校、中学校、高校(大学は除く))
- ③ 病院、診療所
- ④ 老人ホーム(住宅型を除く)等

《基本要件》 以下の条件をすべて満たす必要があります

- ☑ 県内に本店を置く事業者が設計及び施工を行う建築物の新築又は改修
- ☑ 代表的な居室1室において測定した相当隙間面積が $1.0\text{cm}^2/\text{m}^2$ 未満あること
- ☑ 翌年度の3月20日までに設計又は工事が完成すること
- ☑ 補助事業に着手する前に補助金交付申請を行うこと

《お問い合わせ》 県庁住宅政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7398 Eメール:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp
○補助金交付要綱・様式はこちらからご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/317020.htm>

